

仕様書

- 1 件 名 自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約【長期継続契約】
- 2 賃貸借期間 令和7年6月1日から令和12年5月31日まで（5年間）
- 3 納入期限 令和7年5月29日（木）
- 4 設置施設 市内32か所（設置個所は契約後に指示します。）
- 5 納入方法 持ち込み（各施設管理者と事前に日程調整のうえ持ち込むこと。）

6 契約物件・台数

	品 目	数 量
1	AED 本体（自動体外式除細動器）	32 台
2	AED 収納ボックス（屋外用壁掛式）	25 台
3	AED 収納ボックス（屋外用自立式）	3 台
4	AED 遠隔監視端末：本体情報送信用（AED 本体と一体型等でも可）	32 台
5	AED 遠隔監視端末：持出情報検出用（屋外設置機器用）	28 台

7 付属品（本体に付属する装置等は、AED 1 台につき次のとおりとする。）

	品 目	数 量
1	キャリングケース	1 台
2	バッテリー	1 台
3	成人・小児共通電極パッド（本体用・予備用）	2 組
4	救急セット（はさみ、人工呼吸シート、手袋、かみそり、ペーパータオル等）	1 式
5	取扱説明書（日本語）	1 冊
6	AED 設置表示シール	1 枚

8 機器仕様書（機能・性能）

（1）AED 本体（自動体外式除細動器）

	仕 様
1	入札時現在の現行生産品であり、新品であること
2	薬事法に基づく承認を受けた機種であること。
3	JRC 蘇生ガイドライン 2020 対応機種であること。
4	AED 本体・電極パッドは医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。
5	バッテリーは充電式の二次電池は不可とし待機状態で概ね4年の使用期限を有すること。
6	電極パッドは未使用状態で概ね2年の使用期限を有すること。

7	通電波形は二相波形式であり、かつ、漸増式のエネルギー出力であること。
8	AED 本体に、二か国語以上（内、一つは日本語）での CPR（心肺蘇生法）の手順を説明する音声ガイド機能がついていること。また、胸骨圧迫を動作音等で補助できること。
9	人体に電極パッドが適切に貼られていない場合は、音声で知らせる機能があること。
10	電気ショックが必要であると判断した後であっても、傷病者の心電図波形に変化があった場合は、電気ショックを自動的に中止する機能があること。
11	CPR（心肺蘇生法）タイマー終了後、心電図解析及びエネルギー充電完了までにかかる時間が 10 秒以内であること。
12	患者が埋込式のペースメーカーを使用していた場合、ペーシングパルスを解析から除去、又は認識して対応可能なこと。
13	AED 本体が小児（未就学児）への使用を認可された機種であること。
14	電極パッドを付け替えることなく、スイッチ切替え等の簡易な操作で成人・小児（未就学児）両方に使用可能なものであること。
15	電極パッドは、あらかじめ本体に装着された状態であること。また、予備の電極パッドはキャリングケース内に収納されていること。
16	心電図波形を保存できること。
17	AED 本体は-5℃から 50℃の環境下でも使用可能であり、IP55 以上の防水・防塵性能を有すること。
18	AED 本体の耐用期間は 7 年以上（※販売会社の独自基準による耐用期間は認めない。）を有しており、かつ、本体納入後の保証期間は 5 年以上であること。
19	AED 本体・バッテリー・電極パッド・スピーカー等のセルフテストを自動で毎日実施する機能を有しており、機器が使用可能かをインジケータ等で目視にて確認できること。また、異常時には、アラーム音等で周囲に知らせる機能を有すること。

（２）AED 収納ボックス（屋外用）

区 分		仕 様
壁掛式	タイプ	屋外用壁掛式（アンカーボルト等で壁面に固定できること）
	寸 法	ボックス部分：高さ 50cm、幅 41cm、奥行 33cm 程度
	質 量	17.5 kg 以下
自立式	タイプ	屋外用自立式（アンカーボルト等で床面に固定できること）
	寸 法	ボックス部分：高さ 50cm、幅 41cm、奥行 33cm 程度 スタンド部分：高さ 60cm、幅 41cm、奥行 33cm 程度 土 台 部 分：高さ 5cm、幅 51cm、奥行 50cm 程度
	質 量	38.0 kg 以下
材 質		スチール製
防水・防塵性能		IP55 以上の防水・防塵性能を有すること。
保管温度		ボックス内部温度を保つことができる性能を有すること。 真夏の直射日光相当の日射量環境において高温 50℃以下、低温は不問。

機 能	扉の開閉により、警告音が鳴動・停止すること。
その他	AED 本体をキャリングケースに入れた状態でボックスに収納できること。
	電源不要であること。
	AED 本体の消耗品の交換時等において、警告音の電池の状態の確認も行うこととし、残量が少ない場合は無償で交換を行うこと。
	夜間、暗闇の中でも AED が認識できるよう、以下の蓄光シールを収納ボックスの表面に貼付すること。 ①収納ボックスの開閉方法及び「AED」と記載した蓄光シール (大きさは縦 15 c m×横 27 c m程度) ②蓄光シールについては、日没 12 時間後の残光輝度が、3 mcd/m²以上を維持 (JIS Z9097 屋外 I 類相当) し、風雨・日光等に対する実耐候性能が 7 年程度であること。 ※蓄光シールのデザイン (AED の文字、市章、市名、ボックスの開け方等) については、契約時に別途協議する。

(3) AED 遠隔監視端末 (本体情報送信用、持出情報検出用)

	仕 様
機器全般	遠隔での AED 監視システム機能で、AED 本体・バッテリー・電極パッドの状態、ならび、セルフテスト結果を WEB 上で確認できること。また、機器の異常時、バッテリー・電極パッドの交換時期にはメールにて通知すること。なお、監視システム機能の使用に際して、設置場所の電源使用や配線工事が不要であること。
屋外設置機器のみ	使用時、盗難や紛失等に備え、AED 収納ボックスから AED 本体を取出す際や AED 本体の電源がオンになった際に、遠隔での AED 監視システム機能で、AED の持出情報及び位置情報をメールにて通知・追跡できること。なお、監視システム機能の使用に際して、設置場所の電源使用や配線工事が不要であること。

9 物件の納入

- (1) 各施設の壁面または床面等に、AED 収納ボックスをアンカーボルト等で固定して設置すること。設置箇所の詳細については、各施設の担当者と協議の上で決定すること。AED 本体については、機器の設定や付属品の接続等を行い、使用可能な状態にした上でボックス内に収納すること。
- (2) 物件の搬入、設置及び設定等本仕様に要する一切の費用 (取付け金具等の部品代含む。) は 全て入札金額に含むものとし、受注者の負担とすること。

10 保守

- (1) 設置する AED 全数の稼働状況 (異常検出状況、パッド管理状況 (期限情報)、バッテリー管理状況 (残量、使用量)、使用状況 (電源オン回数、パッド装着回数、除細動回数)) を月次レポートとしてまとめ、翌月末までに監督職員に報告すること。また、異常を検出した場合は監督職員に速やかに報告し対応すること。

- (2) 使用期限のある消耗品（定期交換対象のバッテリー1個・電極パッド2個）については、契約受託者の責任において、使用期限よりも前に各施設で交換作業を実施し、監督職員に遅滞なく報告すること。交換作業実施前には各設置施設の設置管理者に連絡し、交換作業等にかかる日程調整をすること。また、交換によって不要となったバッテリーや電極パッドは、受託者が回収し処分すること。
- (3) 365日、24時間対応可能なコールセンターを有し、随時、質問・故障・消耗品交換等の対応が可能であること。
- (4) 契約期間中、使用（未動作時を含む）・故障・盗難・破損（故意及び使用者の重過失、天災等は除く。）等により AED が使用できなくなった場合、機器の交換・修繕等を追加料金なしで行うこと。また、修理中は代替品を無償で提供すること。

11 付帯条件

- (1) AED の納入時には、各設置場所の設置管理者と打ち合わせを行い、本体及び付属品等の取扱い説明を十分に行うこと。納入後、各設置管理者から申し出があった場合、随時、機器使用について説明を行えるサポート体制を整えること。
- (2) AED 本体に、バッテリー及び電極パッドの交換時期を容易に確認することができる表示ラベルをつけること。

12 その他

- (1) 入札額は機器 32 台分の合計分の月額賃貸借料とする。
- (2) 5 年長期継続賃貸借契約とし、契約金の支払いは毎月払いとする。
- (3) 2 年を限度に再契約した場合は、同様の内容（保守・消耗品等を含む）を当初と月額同額の契約額で行うこと。
- (4) この契約は地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、発注者はこの契約を変更または解除することができる。
- (5) 賃貸借契約終了もしくは解除した場合、当該賃貸借物件の撤去及び搬出等に係る一切の経費は受注者の負担とし、速やかに撤去するものとする。
- (6) この仕様がない事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。